

自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人夫婦について、申立人夫が透析治療を受けるために避難をしたことにつき、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として8万円が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

平成23年分

- (1) 避難費用（宿泊費）
（平成23年4月1日から同年8月末日）
- (2) 避難費用（一時帰宅費用）
（平成23年4月1日から同年8月末日）
- (3) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）
（平成23年4月1日から同年8月末日）
- (4) 精神的損害
（平成23年3月11日から同年8月末日）

第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金539,500円の支払義務があることを認める。

(内訳)

平成23年分

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 避難費用（宿泊費） | 180,000円 |
| (2) 避難費用（一時帰宅費用） | 49,500円 |
| (3) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用） | 150,000円 |
| (4) 精神的損害 | 160,000円 |

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害並びに同指針及び自主的避難者としての生活費増加費用及び移動費用として金160,000円並びに平成28年2月18日支払いにかかる追加賠償金（精神的損害分）40,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年10月2日

（仲介委員 石原弘隆）